



# 雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

## トランプ政権による移民法措置の撤回

トランプ政権は4年間にわたり400以上もの新しい移民法規定や方針を発表しました。バイデン大統領は政権発足後、トランプ政権が施行した数々の措置を徐々に撤回し始めています。そこで、最近の移民法の変更点について説明します。

**【BAHA】** 2021年1月25日に、バイデン大統領は大統領令により、トランプ政権によって発表された Buy American Hire American (通称 BAHA) を撤廃すると発表しました。BAHA 推進のため、トランプ政権はアメリカ人の雇用や賃金を改善するために各政府機関に外国人の移民申請基準を厳しくするように指示を出していました。その結果、オバマ政権が推進した同じビザ種類での延長申請の簡素化方針が撤回され、H1B ビザ申請に関しては、顧客先での勤務体系に対する審査基準が厳しくなり、さらに H1B や L ビザ雇用主の監査が強化されました。そのため、各種就労ビザ申請に対し追加証拠の要請が発行される確率が非常に高くなり、却下率もかなり上昇しました。今回の大統領令により、各種ビザの申請基準はオバマ政権時代の基準まで徐々に戻るのではないかと思います。

**【公的扶助ルール】** 2021年3月9日にバイデン政権は、トランプ政権によって2020年2月24日から適用され始めた公的扶助ルールを取り下げました。この法律はビザを申請する外国人が将来アメリカ政府から公的扶助対象、つまり金銭的な援助を受ける可能性があるかを調べるものです。公的扶助ルールは主に永住権申請者に適用され、申請者は個人の資産や負債などについて詳細な情報の開示と証拠書類の提出を求められました。また各種就労ビザや家族の延長申請にも公的扶助受給の有無に関する質問が追加されました。今回の措置により、各種申請フォームから公的扶助の質問は削除され、今後は公的扶助ルールに関する証拠書類を提出する必要はなくなりました。また、現在申請中の人も、公的扶助ルールに関して審査はされません。

## 【トランプ大統領令】

• **永住権申請。** 2021年2月24日にバイデン政権は、トランプ大統領令 10014 を中断すると発表しました。大統領令 10014 は 新型コロナにより打撃を受けたアメリカ経済の回復に向け、アメリカ人の雇用促進に弊害をもたらす外国人の入国を制限する目的で作られたもので、2020年4月22日に始まり、2021年3月末まで延長されていました。この大統領令により、米国市民の近親者以外の国外からの永住権申請が一時的に中断していました。バイデンの措置により、各国米国大使館や米国領事館では、地元の新型コロナの蔓延状況をみながら、永住権申請審査を徐々に再開していますが、昨年からの申請禁止措置のため現時

点では面接待ちの申請者のバックログが大変大きく、面接にたどり着くまでまだ数か月はかかる見込みです。

• **短期就労・交換ビザ申請。** 2021年4月1日にバイデン政権は、トランプ大統領令 10052 を延長しないと発表しました。大統領令 10052 は 2020年6月22日に始まり、2021年3月31日まで延長されていました。この大統領令は、新型コロナによるアメリカ国内の失業率を改善すべく、H1B 専門職ビザ、H2B 季節労働者ビザ、特定の J-1 研修・短期就労ビザ、L-1 関連会社間転勤ビザなど、国外での新規申請やアメリカへの入国を制限したものです。今後もアメリカ市民やその家族の申請、さらに緊急面接が優先されますが、各国の米国大使館や米国領事館では、地元の新型コロナの蔓延状況を考慮し、面接の安全確保を確認できたら、徐々に各種ビザ申請の審査枠を広げていくこととなります。ただ、昨年からの特定ビザの新規申請禁止と各種ビザ面接のキャンセルが続いたことから、現時点では面接予約が大変込みあっているため、予約は早めに入れる必要があります。郵送申請の選択肢がある人は郵送申請を選んだ方が無難です。面接予約が取れない場合は、緊急面接のリクエストを出してみてください。

## 【ビザ面接免除の範囲拡大】

2021年3月11日には、各国の米国大使館や米国領事館でのビザ延長申請の面接免除の対象範囲を広げると発表されました。前回の申請内容に変更がない場合、今まではビザスタンプ失効から12ヶ月以内であれば、面接に代わり郵送による延長申請を選択することができました。しかしながら、昨年からの渡航制限のために自国に戻れない人が相次ぎ、ビザスタンプ失効後12ヶ月以上が経過している申請者が増えたために、トランプ政権は面接免除の対象をビザスタンプ失効後24ヶ月以内に変更しました。今回バイデン政権はその免除対象期間をさらに延ばしました。これにより、2021年12月31日までは、ビザスタンプ失効後から48ヶ月以内であれば、郵送によるビザ延長申請ができるようになりました。ただし、L ブランケットによる L ビザの延長申請者は依然として面接が必要となります。



執筆：大蔵昌枝弁護士  
Taylor English Duma LLP 法律事務所  
\* Copyright reserved. 著作権所有  
1600 Parkwood Circle, Suite 200,  
Atlanta, GA 30339  
DIRECT: 678.426.4641  
OFFICE: 770.434.6868  
E-Mail: mokura@taylorenchinese.com  
www.taylorenchinese.com

### 本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものとする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更されるものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求め下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負うことは出来ませんのであらかじめご承知お下さい。